

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：生き甲斐株式会社
許可番号（14-ユ-302097）

●取扱職種の範囲等

- 職種は 全職種
- 地域は国内・ネパール連邦民主共和国

●手数料に関する事項

- 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。

- 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 楽馬にまる 連絡先 080-4065-9123

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の楽馬にまるです。
- 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第 1 条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は人材事業本部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者坪井泰博とする。

第 2 条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第 1 条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第 3 条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第 4 条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者楽馬にまるとする。

●返戻金制度に関する事項

- 当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。
紹介した人材が、自己の都合により、30 日以内で退職した場合は紹介手数料の 50%相当額、
60 日以内で退職した場合は 30%相当額、90 日以内で退職した場合は 20%相当額を返金、
90 日超に退職した場合 本件報酬の返金なし

人材紹介手数料に関するご案内

当社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

事業所の名称：生き甲斐株式会社

事業所の所在地：神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町 401 番地 1 2 階

有料職業紹介事業許可番号：14-ユ-302097

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 《手数料負担者は「求人者」とします》
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <div style="text-align: right;">20%</div> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <div style="text-align: right;">20%</div> 成功報酬については、上記のいずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 《手数料負担者は「求人者」とします》
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <div style="text-align: right;">20%</div> 成功報酬については、上記のいずれかの高い方の範囲内で個別に求人者と契約書等にて定める手数料を適用します。 《手数料負担者は「求人者」とします》

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

生き甲斐株式会社
神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町 401 番地 1 2 階
(有料職業紹介事業許可番号 14-ユ-302097)

◆ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により早期に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社日から 30 日以内に退職した場合 本件報酬の 50%
- (2) 入社日から 30 日超 60 日以内に退職した場合 本件報酬の 30%
- (3) 入社日から 60 日超 90 日以内に退職した場合 本件報酬の 20%
- (4) 入社日から 90 日超に退職した場合 本件報酬の返金なし

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反しそれを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。また、別途、契約書や覚書等により取決めがある場合は、その内容を優先します。

成功報酬の払戻については、その自由発生の事実を求人者様が弊社に書面で申し入れを行い、弊社がその申し出を受理した時点より 20 営業日以内に返金を行います。

※非常勤雇用で採用した場合はこの返戻金制度は適用致しません。

次に記載する事由により採用決定者が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂いております。

- (1) 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- (2) 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- (3) 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- (4) 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- (5) 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- (6) 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- (7) 当該労働者の退職日より 1 ヶ月以内に退職を証明できる書類、又は書面での申し入れを当社に提出しなかった場合
- (8) その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合

業務の運営に関する規程

事業所名 生き甲斐株式会社
有料職業紹介事業許可番号 14-ユ-302097

第1 求 人

- 1 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 （取扱職種の種類等が、芸道家、家政婦（夫）、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内における全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2024年8月1日

生き甲斐株式会社
代表取締役 楽馬にまる